

政策コスト分析に関するハンドブック

財務省理財局

目 次

| | |
|--|----------|
| ハンドブック作成の目的 | 1 |
| 1 投入時点別政策コスト内訳 | 2 |
| (1) 分析手法の内容等 | 2 |
| ・ 内容 | |
| ・ 分析手法の導入の経緯 | |
| ・ 分析の効果 | |
| ・ 前提条件の妥当性 | |
| ・ 前提条件の変更 | |
| ・ 設定方法の見直し | |
| (2) 分析結果及び前提条件の妥当性の検証等 | 3 |
| イ 前年度末までに既に投入された出資金等による利払軽減効果(機会費用) | 3 |
| ロ 将来(当年度以降の分析期間中)の補助金・出資金等の投入等により見込まれる政策コスト(=下記の(イ)~(二)の計) | 3 |
| (イ) 国からの補助金等 | 3 |
| A 融資系機関 | 4 |
| (A) 貸倒償却額(率) | |
| (B) 繰上償還額(率) | |
| (C) 貸付金回収見込 | |
| (D) 事務費等 | |
| B 事業系機関 | 5 |
| (A) 業務収入見込等 | |
| (B) 事務費等 | |
| (ロ) 国への資金移転(マイナスの政策コスト) | 6 |
| (ハ) 剰余金等の増減に伴う政策コスト(剰余金の増加はマイナスの政策コスト) | 6 |
| (二) 出資金等の機会費用分 | 7 |
| 2 経年比較分析 | 7 |
| (1) 分析手法の内容等 | 7 |
| ・ 内容 | |
| ・ 分析手法の導入の経緯 | |
| ・ 分析結果の傾向 | |
| ・ 分析の目的 | |
| ・ 分析の効果 | |
| (2) 分析結果の検証等 | 8 |

| | | |
|----------|----------------------------------|----|
| 3 | 発生要因別政策コスト内訳 | 8 |
| (1) | 分析手法の内容等 | 8 |
| | ・ 内容 | |
| | ・ 分析手法の導入の経緯 | |
| | ・ 分析の目的 | |
| (2) | 分析結果の検証等 | 9 |
| 4 | 感応度分析(前提条件を変化させた場合) | 9 |
| (1) | 分析手法の内容等 | 9 |
| | ・ 内容 | |
| | ・ 分析手法の導入の経緯 | |
| | ・ 分析の目的 | |
| (2) | 分析結果の検証等 | 10 |
| 5 | 社会・経済的便益の試算 | 10 |
| | ・ 試算の目的 | |
| 6 | 財投編成との関係 | 11 |
| 7 | 説明資料の充実等 | 12 |
| | ・ 説明資料の充実 | |
| | ・ 各機関の公表資料の内容の見直し | |

ハンドブック作成の目的

政策コスト分析は、財投対象機関(特殊法人等)が、財政投融資を活用している事業について、一定の前提条件を設定して将来にわたるキャッシュフローを推計し、これに基づいて、国から将来にわたって投入されると見込まれる補助金・補給金(以下、補助金等)と、投入された出資金・無利子貸付金(以下、出資金等)による利払軽減効果などの額を試算している。

これまで、政策コスト分析においては、平成 11 年度の導入以降、「投入時点別政策コスト内訳」、「経年比較分析」、「発生要因別政策コスト内訳」、「感応度分析」、「社会・経済的便益の試算」と様々な拡充を図り、資料の充実に努めてきたところである。

このような政策コスト分析について、ハンドブックを作成し、分析結果の内容や分析手法の改善の経緯及び確認・検討事項等を示すことは、政策コスト分析の適切な理解及び活用に有意義なものと考えられる。すなわち、政策コスト分析に関係する者が、このハンドブックを用いて政策コストの精査や償還確実性の確認などをよりの確に行うことにより、政策コスト分析の効果的な活用が期待されるものである。

なお、本ハンドブックは、試算された政策コスト分析結果を理財局の財投編成担当者及び政策コストを試算する各財投機関や関係省庁の担当者が活用する観点から記述してあるが、作成に当たっては、広く、政策コスト分析に関心のある方々にとっても利用しやすいものとなるよう留意することにより、財政投融資に関する情報のディスクロージャーの充実に資するものとする。

- (注) 1. 本ハンドブックに記載している確認・検証事項については、できる限り複数の財投機関に共通する事項について記載しているものである。しかしながら、財政投融資の対象事業は多岐にわたっており、個別の前提条件の設定についても各機関の事業内容等により相違するところが多いので、確認・検証を行うに当たっては、各機関の対象事業の内容等を十分踏まえて、柔軟かつ適切に確認・検証を行う必要がある。
2. 本ハンドブックについては、毎年度の分析過程を通じて不断の検証を行いながら、必要に応じて適切に所要の見直しを行うものとする。
3. 本ハンドブックにおいては、「投入時点別政策コスト内訳」から説明している。これは、「投入時点別政策コスト内訳」が「政策コスト」を時点別に分けたものであるため、分析結果及び前提条件の妥当性の検証等については、「政策コスト」における場合も同様である。また、「政策コスト」の枠組み等については、「財政投融資リポート別冊」の「政策コスト分析の解説」を参照していただきたい。

1 投入時点別政策コスト内訳

(1) 分析手法の内容等

〔内容〕

「投入時点別政策コスト内訳」は、試算された政策コストについて

1. 前年度末までに既に投入された出資金等による利払軽減効果（機会費用）と、
2. 将来（当年度以降の分析期間中）の補助金・出資金等の投入等により見込まれる政策コスト

に切り分け、明示するものである。

さらに、後者の政策コストを下記の構成要素別に区分している。

国からの補助金等

国への資金移転（マイナスの政策コスト）

剰余金等の増減に伴う政策コスト（剰余金の増加はマイナスの政策コスト）

出資金等の機会費用分

〔分析手法の導入の経緯〕

政策コストは、「将来投入される補助金等」と「あらかじめ投入された出資金等の機会費用」により構成されているが、その内訳をみると後者の「あらかじめ投入された出資金等の機会費用」が大きなウエイトを占めている。

投入時点別政策コスト内訳は、公表された政策コストについて、「政策コストの額」＝「今後新たに投入される補助金等の額」であるというような誤解を受けないように16年度分析より導入された。

〔分析の効果〕

「投入時点別政策コスト内訳」は、政策コストの内訳として、将来の資金移転を伴う追加的な財政負担がどの程度かを明示することで、将来発生する政策コストと既に投入された政策コストに分けた、より詳細な財政負担のディスクロージャーを行うことができる。

〔前提条件の妥当性〕

政策コストの構成要素別の内容・金額について、将来の事業見通し等の考え方や補助金等が投入される理由などと整合性がとれているか、直近の実績を踏まえかつ将来の見通しとして適切な設定となっているかなどを確認することにより、前提条件の設定の妥当性（＝政策コストの妥当性）を検証する。

〔前提条件の変更〕

政策コストの構成要素別に前年度との増減要因を把握し、前提条件の設定及び積算方法の変更などを行っていないかを確認し、政策コストの対前年度増減額との整合性を検証する。

〔設定方法の見直し〕

各年度の個別の前提条件の設定及び積算方法について、現在の方法以外の適切な方法の有無等について確認する。

(2) 分析結果及び前提条件の妥当性の検証等

イ 前年度末までに既に投入された出資金等による利払軽減効果（機会費用）

貸借対照表などにより、分析期首の出資金残高及び分析期間などを確認する。

(注)・ 出資金残高が大きい場合や、分析期間が長い場合ほど政策コストが大きくなる。

- ・ 各年度の前提金利は変更しており、その変動が政策コストに大きく影響を与える。
- ・ 融資系機関においては、新規の出資金の投入がなく分析期間に変更のない場合、対前年度の増減額は前提金利（割引率）の変化によるものが大半を占めると考えられる。

ロ 将来（当年度以降の分析期間中）の補助金・出資金等の投入等により見込まれる政策コスト（＝下記の（イ）～（二）の計）

（イ） 国からの補助金等

各機関の公表資料における「5．分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方」及び「6．補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等」などにより、補助金等の投入根拠及び前提条件の設定などを確認する。

〔各機関における設定状況〕

融資系機関においては、当年度予算を基に、制度に基づく利子補給金・補助金、事務費等を設定している。

事業系機関においては、当年度予算を基に、事業計画に基づく事業見通し及び対象事業の補助率等財源スキームにより補助金等を設定している。

〔確認ポイント〕

以下の事項について、内容の把握及び妥当性の検証等を行う。

- ・ 融資系機関においては、計上されている補給金等をどのように積算しているのか。
- ・ 事業系機関においては、事業計画、対象事業の補助率及び事業の進捗状況を踏まえた積算となっているか。また、前年度と比べて事業の新規着手や追加・変更があるかどうか。
- ・ 対象事業費や事務費の縮減努力はどのようなことを行っているか。

以下の前提条件の設定及び積算方法については、政策コストが大きく影響を受けるため、その内容の把握及び妥当性の検証等を適切に行う。(次の(ロ)国への資金移転及び(ハ)剰余金等の増減に伴う政策コストにも共通。)

A 融資系機関

(A) 貸倒償却額(率)

〔各機関における設定状況〕

直近の実績を踏まえて下記のような方法により設定している機関が多い。

- ・各年度の前年度末残高に直近の平均貸倒償却率を乗じた額を償却見込。
- ・直近の決算における民間準拠財務諸表における貸倒引当金相当額を分析期間中に償却見込。

〔確認ポイント〕

以下の事項について、内容の把握及び妥当性の検証等を行う。

- ・直近の決算の貸倒実績、リスク管理債権の状況等により、足下の状況及び発生要因を把握する。
- ・貸倒償却額(率)の設定が、実績値やその傾向及び発生要因等を踏まえた設定となっているか。
- ・財投機関の融資の大半に対して債務保証を行っている機関がある場合、貸付金残高に占める対象債権の割合や自己査定状況、当該保証機関の債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握する。

(B) 繰上償還額(率)

〔各機関における設定状況〕

直近の実績を踏まえて、各年度の前年度末貸付金残高に直近実績の平均繰上償還率を乗じて設定している機関が多い。一部の機関では、貸付の経過年数及び借換対象となる民間貸付との金利差により繰上償還率を算出する計量モデルを用いることにより、精度を上げた推計を行っている。

〔確認ポイント〕

以下の事項について、内容の把握及び妥当性の検証等を行う。

- ・直近の決算の繰上償還実績により足下の状況及び発生要因を把握する。
- ・繰上償還額(率)の設定が、実績値やその傾向及び発生要因等を踏まえた設定となっているか。
- ・繰上償還に係る補償金制度がある場合、その内容を踏まえた積算となっているか。

(C) 貸付金回収見込

〔各機関における設定状況〕

既往貸付分については約定に基づき設定している。また、当年度の貸付金については、貸付に係る平均貸付期間や最長貸付期間及び平均貸付金利率などにより設定している機関が多い。

〔確認ポイント〕

以下の事項について、内容の把握及び妥当性の検証等を行う。

- ・ 貸付金の貸出条件や決算における状況等を踏まえどのように積算しているか。
- ・ 繰上償還見込や貸倒償却見込を、適切に反映させているか。

(D) 事務費等

〔各機関における設定状況〕

当年度予算を基に、人員構成費などによる一定の仮定を以て新規融資に係る事務費と管理・回収に係る事務費に分けた上で、貸付金残高に応じて減少する前提で設定している。

〔確認ポイント〕

以下の事項について、内容の把握及び妥当性の検証等を行う。

- ・ 財投対象外の事業がある場合でその事業に係る部分を除いているとすれば、どのような積算となっているか。
- ・ 次年度以降新規融資を行わない前提であるため、新規融資と管理・回収に係る事務費を区分し、後者を計上しているが、どのような考え方で区分し積算しているか。
- ・ その他の経費についても併せて設定の考え方及び積算方法を確認する。

B 事業系機関

(A) 業務収入見込等

〔各機関における設定状況〕

- ・ 対象機関の料金収入や業務収入については、国土交通省など所管省庁において示された社会経済フレームや直近の実績等を踏まえて設定している。
- ・ 受益者負担分を受益者に賦課し徴収する場合は、その約定に基づく回収期間等により設定している。

〔確認ポイント〕

以下の事項について、内容の把握及び妥当性の検証等を行う。

- ・ 前提としている社会経済フレーム等はいつ示されたものか。また、見直しのタイミングはどのようになっているか。
- ・ 前提としている社会経済フレーム等や直近の収入実績の状況を踏まえつつ、どのような見通しとしているのか。前年度からの変更はどのようにしているか。
- ・ 直近の実績が従来の見込と乖離している場合、どのような要因によるのか。また、前提条件の設定や積算方法を見直す必要はないか。
- ・ 受益者負担分を受益者に賦課し徴収している場合には、回収期間を含めた賦課の方法や決算の状況等を踏まえた積算となっているか。また、新規完成事業などを含めてどのように積算しているか。

(B) 事務費等

〔各機関における設定状況〕

当年度予算を基に、事業内容を踏まえて設定している。

〔確認ポイント〕

以下の事項について、内容の把握及び妥当性の検証等を行う。

- ・ 財投対象外の事業がある場合でその事業に係る部分を除いているとすれば、どのような積算となっているか。
- ・ その他の経費についても併せて設定の考え方及び積算方法を確認する。

(ロ) 国への資金移転(マイナスの政策コスト)

各機関の公表資料における「6. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等」などにより、国庫納付の制度の内容及び前提条件の設定状況などを確認する。

〔各機関における設定状況〕

法律等における国庫納付規定に基づき設定している。

〔確認ポイント〕

以下の事項について、内容の把握及び妥当性の検証等を行う。

- ・ 国庫納付に係る規定の内容、直近の実績及びその発生要因を把握する。
- ・ 発生時期及び納付見込額が、前年度分析と比較し変動している場合、その要因はなにか。
- ・ 法人税等を見込んでいる場合、妥当な積算方法となっているか。
- ・ 上記(イ)の各項目の確認結果と整合性がとれているか。

(ハ) 剰余金等の増減に伴う政策コスト(剰余金の増加はマイナスの政策コスト)

以下の事項について、内容の把握及び妥当性の検証等を行う。

- ・ 分析期首の剰余金と分析期末の剰余金の状況により変化するため、直近の損益状況を把握する。
- ・ 分析期首に欠損金がある場合は、その発生要因及び経営改善計画などの対応策の内容を把握し、それらを踏まえた前提条件の設定となっているか。
- ・ 分析期末の剰余金の水準については、上記(イ)の各項目の確認結果と整合性がとれているか。

(注) 分析期首に欠損金が存在する場合に、分析期末までに減少する欠損金の額はマイナスの政策コストとして計上される。

(二) 出資金等の機会費用分

各機関の公表資料における「6. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等」や「<参考> 補給金・出資金等の予算計上額」などにより、出資金及び無利子借入金の投入根拠及び分析期間中の金額を確認する。

2 経年比較分析

(1) 分析手法の内容等

〔内容〕

当年度分析と前年度分析の比較が可能となるよう、当年度分析については前提金利を前年度分析のものと揃え、前年度分析については前年度中に発生したコストを控除して、当年度以降のコストのみを取り出し、両者を比較して実質的な政策コストの増減額を求め、こうして求めた実質的な政策コストの増減について、可能な限り要因分析を行い、その要因の内訳を示している。

〔分析手法の導入の経緯〕

政策コスト分析結果について、前年度との比較を行い各機関の事業の状況を確認する観点から、13年度分析より、12機関について対前年度増減要因を特記事項に記載した。また、14年度分析より、公表全機関において経年比較表及び対前年度増減の要因を記載した。

更に、15年度分析より、政策コスト分析を活用するための材料とする観点から、前提金利の変化による影響額と1年の経過による影響額を除くなど必要な調整を行い、実質的な増減額を試算し、可能な限りその要因分析を行って、その内容を示すこととした。

〔分析結果の傾向〕

政策コスト分析は、毎年度、前提金利が変化している。また、分析開始年度も1年経過するので、事業系機関においては、事業計画における事業実施期間や総事業費が変わらなければ、分析期間は1年短くなる。また融資系機関においては、新規事業とともに1年ズレして分析期間は同じとなることが多い。

〔分析の目的〕

経年比較分析は、前提金利の変化による影響額と1年の経過による影響額を除くなど必要な調整を行い、前年度と比較した実質的な政策コストの増減とその要因を分析することにより、事業量や貸倒の将来予測の変化が政策コストにどのように現れたかなどを確認することができる。つまり、前年度の当該事業実施に係る見込額

と決算の確定による影響額や新規事業の実施に伴う影響額を確認することができる。

〔分析の効果〕

実質的な増減要因分析により、事業量や貸倒の将来予測の変化が政策コストにどのように現れたかなどを確認することで、業務・財務の改善等その事業のあり方等を見直すための材料の一つとなる。

(2) 分析結果の検証等

以下の事項について、内容の把握及び妥当性の検証等を行う。

- ・ 増減要因別に分けるために、どのように試算しているか。
- ・ 増減要因について、決算実績による影響なのか、将来予測の変化などによる影響なのか。
- ・ 増減要因が、前提条件の設定の変更や決算実績の状況と整合性がとれているか。
- ・ 増減要因の中で、財務の健全性や償還確実性に大きく影響を与えるような要因がないか。また、仮に大きく影響を与える可能性があると考えられる要因がある場合は、影響を小さくするためにどのような対策をどのようなスケジュールで行うつもりか。
- ・ 増減要因及び額は、事業の内容及び各年度の決算状況により変化するが、分析手法についての工夫及び見直しが必要か。また、そのような検討を行っているか。

3 発生要因別政策コスト内訳

(1) 分析手法の内容等

〔内容〕

発生要因別政策コスト内訳は、融資系機関の政策コストについて、その発生要因（繰上償還、貸倒、その他（利ざや等））別に分解し、その内訳を試算している。

繰上償還： 融資先から機関が受ける繰上償還を見込んだ場合と見込まなかった場合の差額によるもの

貸倒： 貸倒償却額と貸倒引当金の繰入・戻入差額によるもの

その他（利ざや等）： 事務費や利ざや等その他の要因によるもの

〔分析手法の導入の経緯〕

算出された政策コストの発生要因の内訳を把握する観点から、融資系機関に共通の要因である繰上償還、貸倒などの内訳を試算するもので、15年度分析より導入された。

なお、事業系機関については、各機関共通の要因として適当なものが見当たらないため融資系機関についてのみ導入されたものである。

〔分析の目的〕

発生要因別政策コスト内訳は、融資系機関における政策コストを主たる発生要因に分けることで、政策コストの発生要因の内訳を確認することができる。

(注) 感応度分析では、繰上償還及び貸倒償却を変化させた場合を試算していないが、発生要因別政策コスト内訳の試算によって、前提とする率及び政策コストが解るので、これらを変化させた場合の概数を把握することができる。ただし、正確な政策コストの増減額は、試算する必要がある。

(2) 分析結果の検証等

以下の事項について、内容の把握及び妥当性の検証等を行う。

- ・ 繰上償還、貸倒の前提条件の設定方法等について確認する。
(前提条件の検証の視点は上記1(2)ロ(イ)A(A)・(B)の内容を参照。)
- ・ 繰上償還に係る補償金制度の有無や制度の内容を確認する。
- ・ 直近の実績等を踏まえた適切な前提条件の設定となっているか。
- ・ 分析結果について、前提条件の設定や積算方法の変更等と整合性がとれているか。

4 感応度分析(前提条件を変化させた場合)

(1) 分析手法の内容等

〔内容〕

政策コスト分析は、一定の前提条件の下での試算であるため、前提条件が変化すれば政策コストの水準が変動することが考えられる。感応度分析は、金利や事業収入等の前提条件の一部が変化した場合(例:金利が1%上昇した場合、事業収入が10%減少した場合等)に、政策コストがどれだけ増減するかを試算するものである。

〔分析手法の導入の経緯〕

政策コスト分析は一定の前提条件の下での試算であるため、前提条件が変化すれば政策コストの水準が変動する。金利や事業収入が将来変化した場合、政策コストの水準にどのような影響を及ぼすかを把握するために、金利や事業収入といった前提条件の一つを変化させた場合の政策コストを13年度分析より導入し、12機関において公表した。

14年度分析では全機関において実施し、うち15機関においては複数の感応度分析を公表した。15年度分析では事業系機関においても金利感応度分析を実施することとなった。なお、融資系機関における発生要因分析も導入された。これは、繰上償還や貸倒がゼロの場合のコストの変化を見ることができる。

分析に当たっては、比較の便宜等の観点から、原則として、金利についてはプラス1%、事業収入についてはマイナス10%という共通の変化幅を用いて試算している。

また、20年度分析の金利感応度分析においては、政策コストの算出に使用する割引率について、従来の金利上昇前のものを使用した場合に加えて、スポット・レートにプラス1%して算出された割引率を使用した場合を試算し、両方の政策コストの増減額を並べて表示することとした。

〔分析の目的〕

感応度分析により、金利や事業収入が将来変化した場合、政策コストの水準にどのような影響を及ぼすかを確認することができる。

変化させる前提条件については、事業の内容を踏まえ、政策コストの変化に影響の大きい項目を各機関が選定して算出している。

(2) 分析結果の検証等

以下の事項について、内容の把握及び妥当性の検証等を行う。

- ・ 政策コストの変化に大きく影響する前提条件を変化させているが、前提条件の選定の考え方、積算方法及び政策コストの変化の影響額を確認する。
- ・ 事業の実施状況等を踏まえ、変化させた前提条件に対して感応すべき項目を全て変化させているか。
- ・ 分析結果を踏まえ、仮に前提条件の変化が実際に起こった場合に、政策コストの増加額を縮小するような対策を検討していれば、その内容を確認する。

5 社会・経済的便益の試算

〔試算の目的〕

政策コストは、財政投融资対象事業に関し受益者負担軽減のために用いられたものであることから、その額の大小をもって単純に評価することは適当でなく、あくまでもその事業の実施に伴う社会・経済的便益と併せて総合的に評価されるものである。

従来は、社会・経済的便益については、定量的に把握することが困難なことから、平成11年度の導入時より、各機関の事業実績、定性的な説明及び各機関が独自に試算した定量的な社会・経済的便益等を記載し、政策コストと併せて公表するよう努めてきたところである。

このように、各機関が記述に努めている社会・経済的便益については、各機関統一的な基準により定量的に把握することが困難な面もあるが、近年、公共事業について関係府省庁が「費用便益分析マニュアル」を策定するなど、社会・経済的便益の定量的な把握が進んだことから、これを活用することによって概ね統一的な基準

での試算を行うことが可能となったため、18年度分析において事業系機関の一部である6機関について導入されたものである。

このような各機関における社会・経済的便益の試算については、その内容及び方法について確認を行うものとする。その場合、「費用便益分析マニュアル」の変更や需要予測など基礎データの改定の有無についても確認し、変更がある場合には、その内容を適切に反映した試算となっているかを確認する。

(参考)

「費用便益分析マニュアル」と「概ね統一的な基準による社会・経済的便益」の主な相違点は次の通り。

| | 「費用便益分析マニュアル」 | 「概ね統一的な基準による社会・経済的便益」 |
|-----|--|--|
| 対象 | 公共事業について、評価の対象となる個別プロジェクト毎。 (事業新規採択時及び再評価として採択後5年未着工・10年経過後継続中・再評価後5年経過の場合などに実施。) | 政策コスト分析を実施年度において事業継続中及び新規着手が予定されている財投対象事業。(「費用便益分析マニュアル」等に基づく試算が可能なものに限る。) |
| 期間 | 対象となる事業の事業実施期間に耐用年数を考慮した供用期間 | 政策コスト分析の分析期間 |
| 割引率 | 費用便益分析マニュアルに定められている4%(一定) | 政策コスト分析で用いる割引率 (予算概算の時点の市中の国債流通利回りによる) |

6 財投編成との関係

政策コスト分析の実施により、財政投融資に関するディスクロージャーに資するとともに、財投編成において、以下のような活用を図ることが考えられる。

将来の資金収支(キャッシュフロー)等の推計に用いた事業見通し等各種前提条件の精査を行う。

- 例えば、融資系機関においては、貸倒償却額(率)や繰上償還額(率)などについて、決算における状況がどのようになっているか、また、将来見通しとして直近の状況を踏まえた適切な設定となっているかを確認する。
- 例えば、事業系機関においては、業務収入などについて直近の収入実績はどのようになっているか、また、将来見通しとして適切な設定となっているかを確認する。

直近の決算状況を踏まえつつ、貸倒の状況を含む貸付金の回収見込みや業務収入

見込みなどの前提条件の精査・確認を行いながら、借入金の返済見込み等を確認することで、財政投融资の償還確実性を確認する。

各種前提条件の精査及び償還確実性の確認を行った上で、政策コストと社会経済的便益などの関係や政策的な必要性及び民業補完性も勘案し、財投対象事業としてふさわしいものであるか、更に、事業の内容・融通条件などについても適切なものとなっているか、検討する。

7 説明資料の充実等

〔説明資料の充実〕

政策コスト分析の公表における説明資料の記述内容については、政策コスト分析等検討会等の有識者のご指摘・検討を踏まえ、各年度において充実に努めてきた。15年度からは、更に多くの方々に理解していただきやすくするために、説明資料を「政策コスト分析の解説」と改め、内容について図表やコラムとを使用しつつ大幅に拡充した。その後も適宜、分析手法の拡充にあわせて見直しを行ってきている。

また、20年度においては、「財政投融资に関する基本問題検討会」での御意見を踏まえ、財投編成関係者がより適切に政策コスト分析を理解し、効果的に活用できるようにするために、本ハンドブックを作成することとした。

〔各機関の公表資料の内容の見直し〕

特記事項においては、各分析年度において、「特殊法人等整理合理化計画」における指摘事項及び政策コスト分析における反映状況等を記載した。

このほか、分析年度の予算における政府の決定事項等を適切に記載することとしたほか、以下の事項について改善を図っている。

財投対象事業に係る情報のディスクロージャーの充実の観点から、15年度分析より、各財投機関の政策コストの分析結果の推移について記載することとした。

政策コスト分析の前提条件等の説明を充実し、政策コスト分析の活用のための材料に資する観点から、15年度分析より、業務収入見込の将来の計数や前提となっている社会経済フレームなどの記載を充実することとした。

（独）住宅金融支援機構について、法律に基づいた財政投融资に対する繰上償還の実施に伴う政策コストの試算を実施することとした。

また、（独）日本高速道路保有・債務返済機構について、政策コストを旧道路4公団の事業ごとに試算を実施することとした。

（以 上）